

14. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (固定式炭酸ガス消火装置の予備品)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 R 編中、固定式炭酸ガス消火装置の予備品に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2024 年 12 月 26 日以降に建造契約が行われる船舶に対して適用されている。

2. 改正の背景

船舶の機関室、貨物区域等に要求される固定式消火装置の 1 つとして、固定式炭酸ガス消火装置が SOLAS 条約にて規定されている。さらに、火災安全設備コード (FSS Code) 6 章において、固定式炭酸ガス消火装置の性能要件が規定されており、当該装置の予備品を備えることが要求されている。本会はこれらを規則に取り入れており、備えるべき予備品の要件を鋼船規則検査要領 R 編に規定している。

鋼船規則検査要領 R 編に規定する予備品の要件は 1985 年以来見直しがされていなかったため、予備品に関する要件の見直しを実施した。

このため、見直しに基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 鋼船規則検査要領 R 編 R25.2.1-2.(日本籍船舶)

日本籍船舶にあつては、「本会の適当と認める予備品」として、国土交通省の検査心得を参考に、固定式炭酸ガス消火装置の予備品の要件を改めた。

(2) 鋼船規則検査要領 R 編 R25.2.1-1.(外国籍船舶)

FSS Code 6 章では、固定式炭酸ガス消火装置の予備品を備えることを要求しているものの、備えるべき予備品の種類や数等は要求しておらず、また、備えるべき予備品に関する統一解釈やガイダンスなども定められていない。そこで、本会は、外国籍船舶にあつては、「本会の適当と認める予備品」として、製造者の推奨する予備品をいう旨要件を改めた。一方で、製造者によっては、製造者が推奨する予備品を定めていない場合がある。その場合においても、本船には予備品を備える必要があり、また、備える予備品のための指針が必要である。そのため、製造者が推奨する予備品を定めていない場合にあっては、国土交通省の検査心得を参考に、「本会の適当と認める予備品」として、日本籍船舶に要求される予備品と同様の予備品を備えるよう改めた。